

佐賀県訓令甲第4号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(衛生担当者) 第12条 略</p>	<p>(衛生担当者) 第12条 略 <u>(化学物質管理者)</u> 第12条の2 <u>省令第12条の5第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受ける現地機関に同条第1項に規定する化学物質管理者(以下「化学物質管理者」という。)を置く。</u> 2 <u>化学物質管理者は、前項に規定する現地機関の長が所属職員のうちから選任する。</u> 3 <u>省令第12条の5第1項本文の規定の適用を受ける現地機関の化学物質管理者は、同項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理しなければならない。</u> 4 <u>省令第12条の5第2項本文の規定の適用を受ける現地機関の化学物質管理者は、同項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理しなければならない。</u> <u>(保護具着用管理責任者)</u> 第12条の3 <u>前条の規定により化学物質管理者を置く現地機関において、職員に保護具を使用させる場合は、省令第12条の6第1項の規定により、当該現地機関に保護具着用管理責任者を置く。</u> 2 <u>保護具着用管理責任者は、前項に規定する現地機関の長が所属</u></p>

改正前	改正後
<p>(相談医)</p> <p>第14条 <u>前条第1項</u>に規定する現地機関以外の現地機関に相談医を置く。</p> <p>2 相談医は、前項に規定する現地機関の所在地を管轄する保健所長の職にある者をもって<u>充てる</u>。</p> <p>3 略</p>	<p><u>職員のうちから選任する。</u></p> <p>3 <u>保護具着用管理責任者は、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理しなければならない。</u></p> <p>(相談医)</p> <p>第14条 <u>第13条第1項</u>に規定する現地機関以外の現地機関に相談医を置く。</p> <p>2 相談医は、前項に規定する現地機関の所在地を管轄する保健所長の職にある者をもって<u>充て、又は職員安全衛生管理者が医師である職員のうちから選任し、若しくは医師である者に委嘱するものとする。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。